

Ⅲ 本科(準学士課程)

1 教育課程の編成方針と各コースの概要

総合工学システム学科では、情報技術、機械および電気電子工学分野の基礎科目などの幅広い工学基礎とものづくり技術を共通に学ぶとともに、コース選択によって専門工学分野の知識と技術を深め、修得した工学知識と技術を統合するとともに、異なる専門技術を融合・複合・システム化させる能力を養成する。そのための教育課程の編成方針は次のとおりである。

◆系統的なものづくり技術者教育

1 学科複数コース制のもとに、ものづくりの基礎・基本となる知識と技術を5年間通して、全学生共通に修得させることによって、複合化・融合・システム化する産業技術に対応するものづくりにおける実践的能力やリーダー的資質を養成する。

◆専門工学分野の基礎・基本の確実な定着

4年次におけるコース選択により機械系、電気電子情報系、工業化学系、建設系の専門工学分野の基盤的な知識や技術を確実に修得させることによって、各専門工学分野の実践的能力を育成する。

◆実務的な能力の育成

インターンシップ、工場・現地見学を通して、健全な職業観や勤労観とともに、実務的な能力を育成する教育を進める。また、国際化の進展に対応するため、専門性をベースとした語学教育を充実する。

◆専門学習の充実

総合的な実験・実習を通して、修得した専門知識や技術を統合し、高度化する技術に対応した創造性、問題発見・問題解決能力、プレゼンテーション能力等の育成を図る。

◆マネジメント能力やコミュニケーション能力の育成

総合的な実験・実習および総合課題学習を通して、起業家精神や経営管理などの資質を備えた人材の育成を図る。

さらに、専門工学分野の知識と技術の深化に関する本科各コースの概要は、以下のとおりである。

(1) 機械システムコース

機械システムコースでは、ものづくりを基本とした実践教育を通して、基礎的知識や技術を修得し、技術者として環境や社会に対する責任を自覚するとともに、機械システムを総合的にデザインできる能力を身につけ、今後の技術動向および情報化・国際化などの時代の流れに対応できる柔軟な思考力を持った人材を育成

することを目標としている。

本コースの教育課程では、各コース共通の工学基礎科目の上に、材料力学・熱力学・流れ学など機械工学の基礎となる力学関連科目と、加工工学・材料学・機械設計・CAD 製図など、ものづくりに必要となる科目を配当している。また、メカトロニクス・制御などのメカトロニクス関連科目や、環境エネルギー・機械システムなどの科目を配置し、これらの基本科目の学習を通じて生産技術の基礎となる知識と技能を修得する。

電子機械工学実験および機械システム実験では、理論と実際との関連や、実験計画・データ処理方法・報告書作成の手法を学習する。学んだ知識を総合し発展させることを目標に、5 学年では担当教員の指導の下に卒業研究を行う。その成果を報告書にまとめて学生・教職員に発表することにより、プレゼンテーションとコミュニケーションの能力を養う。また、これらを通して問題を工学的に考察する能力や創造力を高める。

卒業後の就職先は、重工業、製鉄業、電気機械産業、化学工業、建設産業、自動車産業等の基幹産業から情報、電子関連産業まで幅広い分野にわたり、卒業生は製造技術、生産技術、品質管理、開発、設計等の部門で活躍し高い評価を得ることが期待される。さらに勉学を目指す学生は、大学への編入学や高等専門学校専攻科への進学道が開かれている。

(2) システムデザインコース

携帯電話や自動車、電化製品など、私たちの身の周りには製品は、機能だけでなく、デザインや使いやすさなども考慮した設計がなされている。携帯電話を例に挙げると、外観の形状はコンピュータを利用して設計されている。また、設計したものを実際に作らなくても、コンピュータ上で、「どれくらいの重さになるのか」や「どれくらいの強度があるのか」等を計算させながら設計することができる。このような設計をデジタルクリエイションという。

デジタルクリエイションができるようになるためには、機械の知識、設計・解析の知識を持ち合わせていることと同時に、これらをシステムティックに組み合わせ、新しいアイデアや優れた機能を「かたち」として実現できる実践的能力が必要となる。

本コースでは、機械系の技術者として必要な基礎・基本の技術と知識を身につけた上で、ものづくり全般に関する設計・解析技術、設計技術、生産技術、生産管理に関わる科目を学ぶ。そして、コンピュータ支援技術を利用して、これらの知識を総合しシステムティックに設計生産を行うことにより、製品に新たな付加価値を創造できる実践的な技術者を育成していく。

本コースを卒業した学生は、設計生産技術者として製品開発・設計・製造等、ものづくりに関する幅広い分野への就職が期待できる。また、さらに高度な設計生産技術を学ぶことを希望する学生には、本校ならびに他の高等専門学校専攻科

への進学および大学への編入学の道が開かれている。

(3) メカトロニクスコース

工作機械・ロボット等の生産機械、ビデオ・カメラ・オーディオ等の民生機器、自動車・船舶・航空機等の輸送機器、その他最近の我々の身の回りのありとあらゆる機器や設備は、多くの分野の技術が複合されて出来ている。こうした複合技術は「システム技術」と呼ばれる技術である。システム技術は、機械工学や電気電子工学それぞれ単独の技術では成立しない。

そこで、メカトロニクスコースではまず情報技術の基礎および機械工学や電気工学を主とした総合工学の基礎を修得する。あわせて、総合工学実験実習を通して、ものづくりの基礎を習得する。その上に、本コースでは機械系として機械工学を柱として制御系や電子系の分野を学ぶ。

機械工学としては、材料力学・流体力学・熱力学の機械三力に加えて、機械設計やCADを学習する。また、制御系としてはアクチュエータ工学や制御工学を学ぶことにより、ロボットなどの機械を構成するメカニズム、アクチュエータ、センサとコンピュータを融合させる技術や知識を学ぶ。

学んだ知識や技術を総合的に応用発展させる科目としては、卒業研究があり、共同研究でなく1人1テーマの研究を行い報告書にまとめて発表する。卒業研究を通して、コミュニケーション能力やプレゼンテーション能力も養う。

以上、本コースは「システム」の設計・製作・制御等が出来る創造性豊かな電子機械技術者を養成するコースである。

また、卒業後は機械・電気メーカーをはじめ電力、通信、建設、化学などの幅広い分野への就職が期待される。大学や高等専門学校専攻科の機械・システム系への編入学・進学の道が開かれている。

(4) 電子情報コース

私達の毎日の生活は、電気、情報、エレクトロニクスなしに考えることができない。それらを使った製品の多さとともに、製品の付加価値を高める技術進歩には目を見張るものがある。例えば、テレビは単に映像と音声を受けるだけの道具ではなくなり、コンピュータの内蔵やデジタル放送の実用化により、双方向の情報伝達が可能になり、私達の生活をより豊かにすることが期待されている。このように、従来の電気電子工学、情報工学、電子デバイス工学の各技術を融合して、新たな製品を開発する技術が今後もさらに進むことが予想される。

本コースでは、将来、電気・電子・情報のいずれの専門分野へ進んでも活躍できる技術者の育成に重点を置いている。従来の「電気、コンピュータ、情報技術、電子回路」関連のニーズに加えて「通信」関連のニーズにも対応できる、情報ネットワーク技術をベースに持つ総合的技術者の育成をめざしている。電気・電子・情報系技術者として必要な基礎・基本の知識と技術を講義で学ぶとともに、

総合的な実験実習を通して、ものづくりに必要な技能と実務的能力を修得する。さらに、卒業研究では、技術者として不可欠な課題発見能力・解決能力・プレゼンテーション能力などの総合的な自己学習能力を養う。また、21世紀の技術者にとって重要と考えられる「技術者倫理」、「環境科学」、「企業経営」などについても学ぶ。

卒業後は、電気、電子、通信、情報の各分野をはじめ、機械、建設、化学などの分野への就職も期待されている。また、さらに高度な専門的技術を学ぶことを希望する学生には、本校ならびに他の高等専門学校専攻科への進学および大学への編入学の道が開かれている。

(5) 物質化学コース

物質化学コースでは、材料の開発とその特性の評価と理解が、ものづくりの原点であることから、人間社会の生活の基盤となる化学物質・材料の開発、生産に関する基礎学力（技術と知識）の修得を重視した専門教育を行うとともに、従来の機能材料および有機、無機材料関連のニーズ、さらには新たな材料開発、設計およびナノテクノロジー関連のニーズをも対象に機能性材料の開発ができる材料開発技術者を育成する。また化学的な専門基礎能力を基盤として、環境に配慮して材料開発、ものづくりを支援できる技術者を育成する。

4学年では、分析化学、無機化学、物理化学、有機化学、化学工学の専門基礎科目と、これらを体験的に学習、修得できる物質化学基礎実験を展開している。また、実際の産業界の現場で今までに習得した基礎知識を体験、確認、応用し、将来修得すべき課題を発見するためインターンシップを設けている。

5学年では、生物化学、生物工学といった生物関連科目と化学工学、高分子化学、材料分析、無機材料化学、有機材料化学など、基礎学力を深化させる材料開発関連科目を展開している。さらに高度な材料開発を身につけるため、機能材料、複合材料、機能材料設計を配し、エコマテリアルといった環境関連科目も展開し、最終的には機能材料実験と卒業研究を通して高度な知識と技術を持った人材を育成する。

卒業後は、総合化学企業、医薬品、食料品、繊維等の化学系企業をはじめ、電気、電子、機械、情報等の企業に就職できる。さらに勉学を希望する者は、全国の国公立大学への3年次編入学や、本校ならびに各地の高等専門学校専攻科への入学の道が開かれている。

(6) 環境都市システムコース

環境都市システムコースでは、地域の再生、自然環境の保全と再生、大都市と過疎の問題、また防災や景観問題など現代的課題に対処して人々の住みやすい環境をコーディネートできる技術者を育成することをめざす。環境や風景を壊していくマイナスの影響を減らしながら快適な都市空間を創造すること、時を経て周り

の環境にとけ込み文化の一部になるようなものを創造することなどをめざし、美しいまちづくり・国づくりのための幅広い視野をもった企画力・構想力を養い、都市構成要素の使用性・安全性・デザイン性を考慮した基本的な設計のできる技術者を育成する。

本コースの教育課程では、各コース共通の工学基礎科目で他分野の工学基礎を幅広く学び、コース科目として、(1) 水・土に関連した衛生・地盤環境分野、(2) 構造物の力学的な設計基礎となる構造力学分野、(3) 建築・都市計画に関する分野、(4) 資源リサイクル・防災等の環境分野、および(5) 環境デザインに関する分野を学ぶ。演習、実験・実習では、講義で得た知識や技術を総合的に活用することによって良好な環境創造に必要な企画力・想像力・表現力を体験的に学習し、結果を正確に解析して工学的に考察する能力を身につける。都市環境の問題に関連した総合的な課題発見とその解決能力、および自己学習の習慣とプレゼンテーション能力を身につけるため、卒業研究を5学年に行う。

卒業後の進路は、総合建設業、空調・衛生設備工事業、ハウスメーカー、建設コンサルタント業、建築事務所、官公庁、公団・公社等が挙げられる。さらに勉学意欲の旺盛な学生には、大学への編入学や高等専門学校専攻科への進学道が開かれている。

2 教育課程等について

(1) 授業期間

1年間の授業を行う期間は、定期試験や学校行事等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。学年は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。学年を次のように前期・後期の2学期に分ける。(ただし前期の終了日及び後期の開始日は変更されることがある。)

前期・・・ 4月1日～9月30日

後期・・・ 10月1日～翌年3月31日

(2) 授業科目と単位数

① 授業科目

授業科目には、各コースに共通する一般科目と、コースごとに異なる専門科目がある。

② 単位数

各授業科目の単位数は、標準50分を1単位時間とし、年間30単位時間の履修をもって1単位とする。例えば、週2単位時間の通年の授業科目は、2単位の科目となる。ただし、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位数を定めることがある。

③ 特別活動

これらの授業科目のほかに、第1～3学年において各学年30単位時間のホームルーム活動を含めて、計90単位時間以上の特別活動を実施する。

(3) 教育課程の編成

① 5年間一貫教育

高専では、一般科目と専門科目を相互に関連づけて、5年間で一貫して効率よく学習できるように教育課程を編成している。

② 一般科目

一般科目は、社会人として必要な教養を養うとともに、工学・技術を学ぶために必要な基礎学力を育成することを目標としている。高校や大学の教養科目に相当する科目から構成され、各コース共通であり、大部分が低学年に配当されている。

③ 専門科目

専門科目には、主要な科目として工学基礎科目、系専門科目およびコース専門科目があり、その他の科目として専門課題学習などがある。

工学基礎科目は、各コース共通の科目であり、総合工学システム学の基礎となる科目である。系専門科目とコース専門科目は高学年で開講され、コースによって異なる。これら2つの科目は、コースに特化した高度な工学・技術を修得するための科目である。

本校では、実験・実習、製図、卒業研究等の実践を重視し、実践を通して理論を会得する教育により、創造性豊かな技術者を育成する。

一般科目と各コースの専門科目を学則別表第1・2に、特別活動の教育課程を学則別表第3に示す。

- ④ 学則別表第1・2に示される全授業科目のうち、表の下部に記載されている「一般課題学習」、「専門課題学習」、「総合課題学習」および「インターンシップ」を展開科目といい、それ以外の全授業科目を主要科目という。

(4) 授業科目の履修と修得

① 履修

授業科目の履修は、科目ごとの年間の単位時間数（1単位の科目では30単位時間数）の2/3以上の出席と、課せられた定期試験等を受けることにより認められ、成績が100評点法で評価される。したがって、年間の単位時間数の1/3を越えて欠課した科目は未履修として扱い、成績評価はしない。

② 修得

授業科目を履修し、シラバスに記載された成績評価基準に基づいた成績が100評点法で60点以上であれば、その科目の単位修得が認められる。成績が59点以下であると、その科目の単位は未修得となる。ただし、卒業研究、特別研究、総合課題学習及びインターンシップの評価は、合格・不合格の評語で行う。なお、各学年において修得しなければならない単位数は、修得基準表に示す。

(5) 教育課程の修了

① 進級

学年の教育課程において、修得基準表に示す単位数を修得し、かつその学業成績が別に定める課程修了の要件を満たしている場合、学年の教育課程の修了が認められ、次の学年に進級できる。

② 留年

学年の教育課程の修了が認められなかった場合、原学年に留められ、学年の教育課程を再履修しなければならない。ただし、再履修するときは、別に定める範囲で科目の単位履修を認め、再履修を免ずることがある。

③ 卒業

第5学年において、累計修得単位数が167単位以上（うち一般科目75単位以上、専門科目82単位以上を含み、かつ、必修得科目を含む）の者は、高専の全教育課程の修了と卒業が認められ、準学士の称号が与えられる。

なお、成績評価や学年の課程修了及び卒業の認定等の詳細については、後頁の「評価認定規程」に定めている。

④ 本校以外の教育施設等による学修等

本校の教育課程で定められている授業科目以外の学修で単位を修得することも可能である。この学修の詳細については、「本校以外の教育施設等における学修規程（特別学修）」に定めている。

修得基準表（平成17年度第1学年から適用）

学 年	授業科目の開設単位数			特別学修等	進級認定累計単位数
	主要科目		展開科目		
	一般科目	専門科目			
1 年	28	4	11	30以内	29以上
2 年	24	8			61以上
3 年	20	12			93以上
4 年	6	29			128以上
5 年	0	36			-
合計	178			30以内	-

卒業認定単位数	一般科目	専門科目	展開科目等を含む合計
	75以上	82以上	167以上

必修得科目の単位数（平成17年度第1学年から適用）

	一般科目	専 門 科 目						
		各コース共通	機械システムコース	システムデザインコース	メカトロニクスコース	電子情報コース	物質化学コース	環境都市システムコース
1年		4						
2年		4						
3年	2	4						
4年			4	4	4	4	4	4
5年		4	8	8	8	8	8	8
総計	2	16	12	12	12	12	12	12

別表第1・2で定めているように、一般科目の「特別研究」と、専門科目の実験実習科目及び「卒業研究」は必修得科目である。

授業科目の履修及び修得に関する注意

授業科目の履修に当たっては、シラバスを参考に授業科目間の繋がりを理解し、単位修得することが望ましい。なお、下記の注意事項には、特に留意すること。

- 1) 主要科目の開設単位数は 167 単位であり、必履修であるため履修申請は不要である。展開科目 4 科目 11 単位を受講するためには履修申請が必要である。
- 2) 学則別表第 1・2 に示すように、一般科目の「特別研究」、専門科目の「実験実習科目」及び「卒業研究」は必修得科目であるため、各学年においてすべて修得しなければならない。
- 3) インターンシップは「インターンシップの履修に関する規程」に基づき開設される専門科目である。この科目は、就業体験を通じて職業観・勤労観を確立するとともに、修得すべき実務能力を知り、学習意欲を高めるうえで重要であり、積極的に履修することが望ましい。
- 4) 他高専、大学の授業科目を履修する場合、あらかじめ願出すること。（「他高専、大学における学修許可願」(様式第 30 号)）申請した授業科目が認められない場合もあることを考慮しておくこと。
- 5) 本校以外の教育施設等における学修規程（特別学修）による単位認定を受けようとする場合は、合格証書等を添えて願出すること。（「本校以外の教育施設等における学修単位認定願」(様式第 32 号)）

3 インターンシップの履修に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は大阪府立大学工業高等専門学校学則第12条第6項に関し、別表第2に掲げるインターンシップの履修に関し必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本校が開設するインターンシップとは、企業等の現業において就業体験を通じて専門分野における知識・技術・業務に触れながら職業観・勤労観を確立し、修得すべき実務能力を知り、学習意欲を高めることを目的とする。

(実施に係る企画・運営について)

第3条 インターンシップ実施に伴う企画・指導については各コースにおいて責任をもって行う。

- 2 各コースは担当教員を1名おくものとする。担当教員はインターンシップに関する業務を担当するものとする。
- 3 各コースの担当教員は連携し、校内において必要な調整等を行う。

(実習機関)

第4条 学生がインターンシップを受ける国、もしくは地方公共団体の機関又は会社等の法人（以下「実習機関」という。）は、各コースの提案に基づいて校長が選定する。

(実施時期及び期間)

第5条 実習時期は原則として夏季休業期間中とし、実習期間は5日以上とする。

(履修手続き)

第6条 インターンシップを履修しようとする学生（以下「実習生」という。）及びその保護者は「インターンシップ履修申請書」（第35号様式）及び「誓約書」（第36号様式）もしくは実習機関所定用紙）に必要事項を記入の上、担当教員を経て校長及び必要とする実習機関に提出しなければならない。

(事前教育)

第7条 実習生は実習に参加する前に本校で行う事前教育を受けるものとする。事前教育を受けない者については単位を認定しない。

(就業心得)

第8条 実習生は、本校並びに実習機関の定める諸規則及び実習機関の担当者の指示に従って就業するものとする。

(経費及び保険)

第9条 インターンシップの実施に要する経費は、実習生の負担とし、傷害・損害保険に加入するものとする。

(報告及び単位認定)

第10条 実習生は、実習修了後、速やかに「インターンシップ報告書」（第37号様式）を担当教員へ提出するものとする。

- 2 単位の認定は、当該コースの教員会議において行う。
- 3 認定単位数は2単位とする。

(雑 則)

第 11 条 この規程に定めるものの他、インターンシップの実施に必要な事項は、別に定める。

(経過措置)

第 12 条 この規程は平成 14 年 4 月 1 日現在在籍する学生に対しても適用する。

附 則

この規程は、平成 23 年度 4 月 1 日から適用する。

4 特別活動の履修に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、大阪府立大学工業高等専門学校学則（昭和 38 年 4 月 1 日規則第 1 号）第 12 条第 4 項に定める特別活動の履修について必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 本校の特別活動は、ホームルーム活動及び人間の素養を涵養することを目的として実施する学校行事をいう。

(実施単位時間数)

第 3 条 ホームルーム活動は第 1 学年から第 3 学年にわたって各学年当り 30 単位時間以上実施する。

2 特別活動として実施する学校行事は、第 1 学年では宿泊オリエンテーション、文化行事、第 2 学年、第 3 学年では校外学習、文化行事とする。

(履修の認定)

第 4 条 学級担任は、第 2 条に定める特別活動の履修状況を学年末に校長に報告するものとする。

2 特別活動への出席単位時間数が実施した年間総単位時間数の 3 分の 2 以上である学生は、履修状況が良好である者として、特別活動の履修を認定する。

(ホームルーム活動)

第 5 条 ホームルーム活動の目標は、次のとおりとする。

- (1) 学ぶ事の意義を理解し、主体的に学習する態度を確立する。
- (2) 本校での生活への理解を深め、豊かな友人関係の基礎を形成する。
- (3) HR の役割や目的を理解し、互いに励ましあって向上しようとする気風と意欲を形成する。
- (4) 互いの個性を認め合った人間関係を形成し、集団の一員としての道徳を身につける。
- (5) クラス活動に積極的に参加し、仲間と協力・共同できるようにする。
- (6) 集団の中で自主的・自律的に責任をもって行動できるようにする。
- (7) 自らの適性を的確に認識し、自己実現のための専門分野及び進路を選択する

能力を養う。

- 2 学級担任は、学年当初に、その年度におけるホームルーム活動の実施計画を作成し、校長に提出する。
- 3 学級担任は、学年末に、その年度におけるホームルーム活動の実施内容を校長に報告する。

(学 校 行 事)

第6条 特別活動として実施する学校行事の目標は、次のとおりとする。

- (1) 学校生活に対する理解を深め、有意義な高専生活を模索し、親睦と交流を深める。
- (2) 心身ともに健康な生活習慣を確立できる判断力や実践力を身に付ける。
- (3) 社会生活における規範の重要性を身に付ける。
- (4) 緊急時の避難法を身につけ、安全に行動できるようにする。
- (5) 社会見学を通じて集団の一員としての自覚を持ち、協力して行動する大切さを学び社会に対する理解を深める。
- (6) 実地に文化活動に触れることにより、文化に対する理解を深め、精神を豊かにする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

5 成績評価・学年の課程修了及び卒業の認定等に関する規程

(略称 評価認定規程)

第 1 章 総 則

第 1 条 大阪府立大学工業高等専門学校における試験、成績評価、学年の課程修了および卒業の認定等については学則によるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 章 試 験

第 2 条 定期試験は、各学期末に行う。

2 定期試験のほかに、中間試験を行うことができる。定期試験と中間試験を総称して「試験」という。

3 病欠、公欠、就職試験等のための欠課、忌引および感染症による出席停止等のやむを得ない事由により試験を受けなかった者については、その事由を証明しうる文書を添付した願出により追試験を行う。追試験願出の期間は、原則として試験の最終日から一週間以内とする。

4 追試験の成績または追試験を行わなかった場合の見込み点は 100 点法による 80 点を最高とする。ただし、公欠、就職試験等のための欠課、忌引および感染症による出席停止の場合は、100 点法による 100 点を最高とする。

第 3 条 正当な理由なく試験を受けなかった科目については、その科目の試験成績を 100 点法による 0 点とする。

第 4 条 履修したが単位修得が認められなかった科目の成績を再評価し、単位取得を再認定するために行う試験を再試験という。再試験は、学生の願出によって行う。

第 3 章 成 績 評 価

第 5 条 成績評価は、試験の成績および平常の成績（課題等）を総合して 100 点法により評価する。

第 6 条 成績評価は、当該科目を開講する前期・後期・通年の期間により、それぞれ前期成績・後期成績・学年成績の 3 種類とし、担当教員が評価する。通年の科目については、各学期の成績を総合して学年成績とする。

2 前項の評価は、次の区分により優・良・可・不可の評語をもって表記することができる。

100点～80点	優
79点～65点	良
64点～60点	可
59点～0点	不可

第 7 条 卒業研究、特別研究、総合課題学習およびインターンシップの成績については、前条の規定にかかわらず、学年末において合格・不合格の評語をもって評価する。

2 卒業研究、特別研究およびインターンシップの審査は、指導教員が行い、合格・

不合格の判定については、当該一般科目担当またはコース担当の全教員で構成する会議で行うものとする。

第8条 単位取得の再認定を行なった科目の成績評価は、100点法による60点を最高とする。

第9条 原学年に留め置かれた者が当該学年において再履修した科目については、前年度に取得した科目の成績評価が当該年度の対応する科目の成績評価よりも上位の場合、前年度の成績評価をもって当該年度の成績評価とすることができる。

第10条 中間試験、課題等の成績からみて学力不振の者に対し、学生支援の一環として学力補充指導を行なう。学力補充指導は、当該科目の授業開始から定期試験前までの間に適宜行うことを原則とする。学生が学力補充指導を担当教員に願い出ることにより、もしくは担当教員が指名することによって行うものとする。

2 前項の学力補充指導の成果は、当該科目の成績評価に反映させることができる。

第4章 授業科目の履修並びに単位取得の認定

第11条 前期もしくは後期に開講する科目にあっては、当該学期授業時数を、また通年で開講する科目にあっては年間授業時数を総授業時数とする。

2 科目の担当教員は、原則として総授業時数の3分の2以上の出席時数を有し、かつ課せられた試験等を受けた者について、その科目の履修を認め、成績を評価する。

3 忌引期間及び出席停止期間を有する者の出席時数を計算する場合においては、それらの期間中の授業時数を総授業時数から控除した授業時数を基準とする。

第12条 前期開講の科目については当該前期末に単位取得の認定を行い、後期および通年開講の科目については当該学年末に単位取得の認定を行う。

第13条 科目の成績評価が100点法による60点以上の者について、当該科目の担当教員が単位取得を認定する。ただし、卒業研究、特別研究、総合課題学習およびインターンシップについては、合格と評価された者について単位取得を認定する。

第14条 前期開講科目・後期開講科目および通年開講科目を履修したが単位取得を認められなかった者に対しては、その科目の成績評価が40点以上の場合のみ、その者の願出により再試験等を行うことで単位取得の再認定を行なうことができる。再試験等は、前期開講科目については学年末試験までに、また後期開講科目および通年開講科目については第19条に定める修了認定会議までに、1度実施する。ただし、未履修科目、実験・実習科目、一般課題学習、専門課題学習、総合課題学習、インターンシップについては単位取得の再認定を受けることができない。

第15条 前学年までに履修したが未修得の科目がある場合には、本人の願出により、毎年度1回を限りとして、再試験等を実施することで単位取得の再認定を行なう。この単位取得の再認定は前期末試験までに行なう。

第16条 本校以外の教育施設等における学修(特別学修)において修得した単位は、校長の承認を得て、履修により修得し認定された単位とみなす。

第17条 休学した後に復学した場合において、前年度から引き続き現学年の科目を再履修する者が、休学のために出席時数が総授業時数の3分の2に満たないときは、現学年における休学期間に相当する前年度の同期間中の出席時数を当該年度の出席時数に置き換えて計算することができる。

2 休学した後に復学した場合において、現学年の成績評価について、前年度の同期間中の成績評価を当該年度の成績評価に置き換えて評価することができる。

第 5 章 学年の課程修了の認定

第 18 条 学年の課程および全課程の科目並びに特別活動については、別に示す教育課程表に定める。

第 19 条 各学年の課程修了の認定は、学年末の修了認定会議において行う。

第 20 条 第 1 学年については 29 単位以上、第 2 学年については 61 単位以上、第 3 学年については 93 単位以上、第 4 学年については 128 単位以上の累計取得単位数を有し、教育課程表で定められた当該学年のすべての必修得科目の単位を修得し、かつ第 3 学年までにあつては特別活動において 3 分の 2 以上の出席時数を有する者について学年の課程修了を認める。

2 前項の累計取得単位数には、課題学習及びインターンシップ、特別学修で修得した単位も含まれるものとする。

第 21 条 前条に該当しない者のうち、教育課程表で定められた当該学年の必修得科目の単位を未修得の者、および第 3 学年までにあつては特別活動において出席時数が 3 分の 2 に満たない者は、当該学年の課程修了を認めない。

第 22 条 前 2 条によって学年の課程修了が認められなかった者は、原学年に留め、当該学年の課程を再履修させる。

2 当該学年の課程を再履修するにあたって、前年度に単位取得した科目のうち成績評価が 80 点以上の科目、合格と評価された科目については、学生の願出により前年度に取得した単位を認め、履修を免除する。

3 当該学年の課程を再履修するにあたって、本校以外の教育機関等における学修（特別学修）で修得した単位に該当する場合には、その者の願出により前年度に修得した科目の単位を認め得るものとする。

第 6 章 卒業の認定

第 23 条 全教員で構成される全課程修了認定会議の議を経て、全課程の修了が認められた者について、校長が卒業を認定する。

第 24 条 第 5 学年については、教育課程表で定められたすべての必修得科目の単位を修得し、かつ第 1 学年からの累計修得単位数が 167 単位以上（一般科目 75 単位以上かつ専門科目 82 単位以上）の者について、全課程修了認定会議において全課程の修了を認める。

第 25 条 前条に該当しない者のうち、第 5 学年の必修得科目を未修得の者は、第 5 学年の課程修了を認めない。

第 26 条 前 2 条の要件に該当しない者については、全課程修了認定会議において審議する。

第 27 条 前 3 条で全課程の修了を認められず、卒業が認定されなかった者は、第 5 学年に留め、第 5 学年の課程を再履修させる。

2 第 5 学年の課程を再履修するにあたって、前年度に単位修得した科目のうち成績評価が 80 点以上の科目、合格と評価された科目については、学生の願出により前年度に取得した単位を認め、履修を免除する。

- 3 第5学年の課程を再履修するにあたって、本校以外の教育機関等における学修(特別学修)で取得した単位に該当する場合には、その者の願出により前年度に修得した科目の単位を認め得るものとする。
- 4 第5学年を再履修した場合において、前年度に修得した科目の成績評価が当該年度の対応する科目の成績評価よりも上位の場合、前年度に修得した科目の成績評価をもって当該年度の対応する科目の成績評価とすることができる。

第7章 留学者の学年課程修了の認定

第28条 留学を許可された者が復学した場合において、留学中の学習状況を考慮して、修了認定会議又は全課程修了認定会議の判定によって、学年の課程修了を認めることができる。

第29条 前条によって学年の課程修了を認められた場合の取得単位数は、当該学年のすべての必修得科目を含む30単位とし、課程修了を認められなかった場合の取得単位数は0単位とする。

第8章 雑 則

第30条 この規程の運用については、細則及び内規として別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度第1学年の学生から適用する。

(経過措置)

2 平成16年度以前に入学した者に対しては、第7条および第13条の全項について、基礎研究も適用する。

3 この規程は平成19年4月1日現在在籍する、平成18年度以前入学の者に対しても適用する。ただし、旧規程との違いが学年の課程修了または全課程修了の認定にかかわって問題とされる場合、修了認定会議または全課程修了認定会議において審議の対象とする。

(施行期日等)

4 この規程は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度第1学年の学生から適用する。

5 この規程は、平成20年4月1日現在在籍する平成19年度以前入学の者に対しても適用する。

6 本校以外の教育施設等における学修規程(特別学修)

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪府立大学工業高等専門学校学則(以下、「本校学則」という。)第13条及び第14条に基づく、本校以外の教育施設等における学修(以下「特別学修」という。)の単位認定について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 特別学修とは、次の各号に掲げる学修をいう。

- (1) 他の高等専門学校及び大学における学修
- (2) 本校学則第14条第1項に定める学修として、別表に掲げるもの

(学修手続)

第3条 学生は、前条第1号による他の高等専門学校及び大学における学修を行おうとするときは、他の高等専門学校及び大学における学修許可願(様式第30号)に、関係書類を添えて校長に提出し、許可を受けなければならない。

2 校長は、前項による願い出が教育上有益と認めるときは、これを許可する。

(認定手続)

第4条 学生は、特別学修を行い、単位の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、必要書類を当該年度内に校長に申請しなければならない。

- (1) 他の高等専門学校及大学における学修を行い、単位を修得した者
 - イ 他の高等専門学校及び大学における学修単位認定願(様式第31号)
 - ロ 当該学修を行った教育施設の長の交付する単位修得証明書又は成績証明書
 - ハ その他本校が必要と認める書類
- (2) 第2条第2号による学修を行い、別表に掲げる成果を収めた者
 - イ 文部科学大臣が別に定める学修による学修単位認定願(様式第32号)
 - ロ 当該学修を証明する合格証書等

(上位の成果を収めた場合の単位認定)

第5条 既に特別学修の単位を認定された者が、さらに上位の成果を収めた場合、別表に掲げる該当上位の単位数と既に認定された単位数の差を修得単位として認定を受けようとするときは学修単位認定願に、当該学修を証明する合格証書等を添えて校長に申請しなければならない。

2 既に特別学修の単位を認定された者が、同位等級等で種あるいは類等の別がある技能審査等の成果を収めた場合でも、別表に定める該当上位等級等の単位以上は認めない。

(単位認定者及び認定単位等)

第6条 第4条及び第5条の規定により申請のあった特別学修の単位認定は校長が行う。

- 2 第2条第1号による学修について認定する単位は、一般科目又は専門科目の単位とする。
- 3 第2条第2号による学修について認定できる単位数は、別表のとおりとする。
- 4 前項の単位は、別表に定める一般科目又は専門科目の単位とする。

(単位認定通知)

第7条 校長は、前条により単位を認定した場合、申請者に対して、特別学修単位認定通知書（様式第33号）を交付する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別表 本校以外の教育施設等における学修単位数

一般・専門の別	名 称 ・ 成 果	科 目 名	単位数	注意事項	[参考]試験実施団体名称
一 般 科 目	日本漢字能力検定 1級	特別学修 (漢字)	4		(財)日本漢字能力検定協会
	同 準1級		3		
	同 2級		2		
	同 準2級		1		
	日商簿記検定 1級	特別学修 (簿記)	2		日本商工会議所
	同 2級		1		
	実用英語技能検定 1級	特別学修 (実用英語)	8	実用英語技能検定とTOEICの認定単位数が同じものは同等とみなし、どちらか一方のみ単位認定する (IPも単位認定可)	(財)日本英語検定協会
	同 準1級		6		
	同 2級		4		
	同 準2級		2		
	TOEIC テスト 800-990点	特別学修 (TOEIC)	8		(財)国際ビジネスコミュニケーション協会
	同 700-795点		6		
	同 500-695点		4		
	同 400-495点		2		

一般・専門の別	名称・成果	科目名	単位数	注意事項	[参考]試験実施団体名称
専 門 科 目	工業英語能力検定 1級	特別学修 (工業英語)	6		(社)日本工業英語協会
	同 2級		4		
	同 3級		2		
	デジタル技術検定(制御) 1級	特別学修 (デジタル)	4		(財)実務技能検定協会
	同 2級		2		
	デジタル技術検定(情報) 1級		4		
	同 2級		2		
	ラジオ・音響技能検定 1級	特別学修 (ラジオ・音響)	4		(財)実務技能検定協会
	同 2級		2		
	CGクリエイター検定 エキスパート		2	CGクリエイター・CGエンジニア・マルチメディアのいずれか1分野につき単位認定。(異なる種・部門の資格を取得しても、単位認定はその中の1種に限る)	
	CGエンジニア検定 エキスパート				
	マルチメディア検定 エキスパート				
	ファッションコーディネート色彩能力検定 1級	特別学修 (色彩検定)	2		(社)全国服飾教育者連合会
	同 2級		1		
	ボイラー技士 2級	特別学修 (ボイラー技士)	2		(財)安全衛生技術試験協会
	アーク溶接特別教育	特別学修 (溶接技術)	1		(社)日本溶接協会
	機械設計技術者 3級	特別学修 (機械設計技術)	2		(社)日本機械設計工業会
	CAD利用技術者 1級	特別学修 (CAD)	2		(社)コンピュータソフトウェア協会
	同 2級		1		
	3次元CAD利用技術者試験 1級		2		
	同 2級		1		
	基本情報技術者	特別学修 (情報技術)	2		(独)情報処理推進機構
	応用情報技術者	特別学修 (応用技術)	2		
	第三種電気主任技術者 第3種	特別学修 (電気主任技術)	4	1科目合格ごとに1単位認定	(財)電気技術者試験センター
	危険物取扱者 甲種	特別学修 (薬品安全学)	2	乙種は6種類あるが、1種類のみ単位認定	(財)消防試験研究センター
	同 乙種		1		
	公害防止管理者 全種	特別学修 (環境管理学)	2	13種類あるが、1種類のみ単位認定	(社)産業環境管理協会
	環境計量士	特別学修 (環境計量学)	2	2種類あるが、2種類のみ単位認定	(社)日本環境測定分析協会
	測量士	特別学修(測量)	4		国土交通省国土地理院
	測量士補	特別学修(測量)	2		
	宅地建物取引主任者	特別学修 (宅地建物取引)	4	資格登録には実務経験2年以上が必要	(財)不動産適正取引推進機構
	土地家屋調査士	特別学修 (土地家屋調査)	4		法務省
	福祉住環境コーディネーター 1・2級 検定試験 3級	特別学修 (福祉住環境)	2		福祉住環境コーディネーター協会/東京商工会議所
			1		
	インテリアコーディネーター	特別学習(インテリア)	2		(社)インテリア産業協会
	カラーコーディネーター検定 1・2級 3級	特別学習(カラー)	2		東京商工会議所
	1				
技術士補	特別学修 (技術士補)	2	20部門あるが、1部門のみ単位認定	(社)日本技術士会	

7 公欠規程

第1条 公欠の定義

公欠とは、出席としたものとみなす欠課をいう。

第2条 以下のものについて公欠扱いをする。

- (1) 近畿地区並びに全国高等専門学校体育大会及びこれに準ずる対外試合への参加のための欠課
- (2) 定期健康診断の結果による再診あるいは精密検査受診のための欠課
- (3) その他校長が必要と認めた場合

第3条 公欠扱いを必要とするものは、事前に公欠願（第15条様式）を提出しなければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成3年度第1学年の学生から適用する。

8 通学が困難な場合の措置

自然災害等の発生により通学が困難な場合は、以下の措置をとる。

学生は自宅待機をして、テレビ、ラジオ、インターネットを通じて情報収集に努めなければならない。

A 暴風警報が発令された場合

- (1) 大阪府教育委員会が高等学校以下を休業処置にした場合、本校も全日授業を行わない。
- (2) 大阪府教育委員会が上記処置をしていない場合には、下記の措置とする。
 - ① 始業前の場合
 - ア 午前7時までに警報が解除されたとき・・・平常通り授業
 - イ 午前9時までに警報が解除されたとき・・・第3時限から授業
 - ウ 午前11時までに警報が解除されたとき・・・第5時限から授業
 - エ 午前11時を過ぎても警報が解除されないとき・・・臨時休業
 - ② 授業中の場合
授業中に警報が発令されたときは、状況に応じて適切な措置をとる。

B 自然災害発生の場合

- (1) 地震等その他の自然災害の発生に伴い、大阪府教育委員会が高等学校以下を休業処置した場合、本校も全日授業を行わない。
- (2) 大阪府教育委員会が上記処置をしていない場合には、状況に応じて適切な措置をとる。

C 交通機関が不通の場合

(1) 京阪電鉄が不通の場合

- ア 午前7時までに開通したとき・・・平常通り授業
- イ 午前9時までに開通したとき・・・第3時限から授業
- ウ 午前11時までに開通したとき・・・第5時限から授業
- エ 午前11時を過ぎても開通しないとき・・・臨時休業

(2) JR（大阪環状線）と都市交通（地下鉄・市バス）が同時に不通の場合

- ア 午前7時までにいずれか一方が開通したとき・・・平常通り授業
- イ 午前9時までにいずれか一方が開通したとき・・・第3時限から授業
- ウ 午前11時までにいずれか一方が開通したとき・・・第5時限から授業
- エ 午前11時を過ぎても開通しないとき・・・臨時休業

(3) その他の交通機関が不通の場合

不通のために、登校困難な学生は、学校にその旨を連絡し、午前11時を過ぎても開通しないときは、登校しなくてよい。